

令和8年 第13回 福岡市選挙管理委員会

6月22日（月） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第14号 福岡市長選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日について

議案第15号 福岡市長選挙における選挙長の選任について

議案第16号 福岡市長選挙における選挙長の職務代理者の選任について

議案第17号 福岡市長選挙における選挙長が事務を行う場所について

議案第18号 福岡市長選挙における選挙会の場所及び日時について

2 報告事項

① 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

② 指定都市選挙管理委員会連合会通常会議について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和8年7月6日（月） 午前10時30分
- ・ 令和8年7月21日（火） 午前10時30分
- ・ 令和8年8月5日（水） 午前10時30分

議案第14号

福岡市長選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における公職選挙法第22条第3項に規定する選挙人名簿の選挙時登録の基準日を次のとおり定め、告示するもの。

令和8年6月22日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

選挙時登録の基準日 令和8年10月31日

(理由)

公職選挙法第22条第3項及び同法施行令第14条第2項の規定による。

(参考)

今回の市長選挙において投票できる人

年 齢 要 件	住 所 要 件
平成20年11月16日までに生まれた人 (選挙期日令和8年11月15日による)	令和8年7月31日以前から引き続き 本市の住民基本台帳に記録されていて、 本市のいずれかの区の選挙人名簿に登 録されている人 (登録基準日令和8年10月31日による)

ただし、投票日（期日前投票においては期日前投票をする日）までに市外に転出した人や、選挙権を有しない人は投票できない。

(関係法令)

○公職選挙法

(登録)

第22条 (略)

2 (略)

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

4 (略)

○公職選挙法施行令

(登録日等の告示)

第14条 (略)

2 法第22条第3項の選挙管理委員会、中央選挙管理会又は参議院合同選挙区選挙管理委員会は、同項の規定による選挙人名簿の登録について、同項に規定する選挙時登録の基準日を定めた場合には、直ちに当該選挙時登録の基準日を告示しなければならない。

議案第15号

福岡市長選挙における選挙長の選任について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における選挙長を次のように選任し、告示するもの。

令和8年6月22日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

選 挙 長	
住 所	氏 名
福岡市西区	富 永 計 久

(理由)

公職選挙法第75条第3項及び同法施行令第81条の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法

(選挙長及び選挙分会長)

第75条 各選挙ごとに、選挙長を置く。

- 2 衆議院(比例代表選出)議員若しくは参議院(比例代表選出)議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙においては、前項の選挙長を置くほか、都道府県ごとに、選挙分会長を置く。
- 3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の選任した者をもって、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 4 選挙長は、選挙会に関する事務を、選挙分会長は、選挙分会に関する事務を、担任する。
- 5 選挙長及び選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

○公職選挙法施行令

(選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第81条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、法第75条第3項又は前条第1項の規定により選挙長若しくは選挙分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第16号

福岡市長選挙における選挙長の職務代理者の選任について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における選挙長の職務代理者を次のように選任し、告示するもの。

令和8年6月22日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

選 挙 長 の 職 務 代 理 者	
住 所	氏 名
福岡市博多区	市 木 潔

(理由)

公職選挙法施行令第80条第1項及び第81条の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法施行令

(選挙長又は選挙分会長の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第80条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、選挙長若しくは選挙分会長に事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 (略)

(選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第81条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、法第75条第3項又は前条第1項の規定により選挙長若しくは選挙分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第17号

福岡市長選挙における選挙長が事務を行う場所について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙において選挙長が事務を行う場所を次のように定め、告示するもの。

令和8年6月22日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

事務を行う場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市選挙管理委員会

ただし、令和8年11月1日午前8時30分から午前10時までは次のとおりとする。

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所15階研修室

(理由)

選挙長が事務を行う場所について定め、周知させる必要があるため。

議案第18号

福岡市長選挙における選挙会の場所及び日時について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定め、告示するもの。

令和8年6月22日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

- 1 場所 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所15階第3特別会議室
- 2 日時 令和8年11月16日 午後2時から

(理由)

公職選挙法第77条第1項及び第78条の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法

(選挙会及び選挙分会の開催場所)

第77条 選挙会は、都道府県庁又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の指定した場所で開く。

2 選挙分会は、都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所で開く。

(選挙会及び選挙分会の場所及び日時)

第78条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)はあらかじめ選挙会の場所及び日時を、都道府県の選挙管理委員会はあらかじめ選挙分会の場所及び日時を、それぞれ告示しなければならない。

報告事項1

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和12年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

(1) 候補者等用 28人（全交付数 28人）

(2) 後援団体用 28団体（全交付数 28団体）

2 市長選挙

(1) 候補者等用 0人（全交付数 0人）

(2) 後援団体用 0団体（全交付数 0団体）

令和 8 年度指定都市選挙管理委員会連合会通常会議

次 第

— 開 会 —

1 開催市あいさつ

さいたま市選挙管理委員会 委員長 野崎 正

2 連合会会長あいさつ

京都市選挙管理委員会 委員長 毛利 ゆき子

3 各市委員及び職員自己紹介

4 議長選出

5 提出議題（連合会事務局）

第 1 号議案 令和 7 年度 指定都市選挙管理委員会連合会事業報告

第 2 号議案 令和 7 年度 指定都市選挙管理委員会連合会歳入歳出決算報告

第 3 号議案 令和 8 年度 公職選挙法等関係法令の改正に関する要望書について

第 4 号議案 令和 8 年度 指定都市選挙管理委員会連合会事業計画（案）

第 5 号議案 令和 8 年度 指定都市選挙管理委員会連合会歳入歳出予算（案）

第 6 号議案 令和 8 年度 指定都市選挙管理委員会連合会表彰の被表彰者等の決定について

6 令和 8 年度役員選挙について

7 表彰状の授与

8 その他

選挙結果報告

— 閉 会 —